

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第八小学校
校長名 藏重 佳治



令和6年度 教育課程について (届)

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤に、家庭、地域社会と緊密に連携したネットワーク型の学校経営のもと、学力・体力の向上と特別支援教育の充実を図ることを重点課題とする。また、全ての児童が未来を築き、生き抜く力を「主体的・対話的で深い学び」を通して身に付けるとともに、心身共に健康で、人間性豊かに成長することを願い、以下の教育目標を定める。

◎よく考え実行する子ども (知) (◎重点教育目標) ○心豊かで思いやりのある子ども (徳)

○心も体もたくましい子ども (体)

(2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

ア【よく考え実行する子どもを育成するために (知) 学力の向上】

○児童が主体的・対話的で深い学びを実現するために、問題解決的な学習過程を重視した、指導方法・指導形態の工夫・改善を行う。また各教科の学習において、一人一台タブレットPCを最大限に活用し、プログラミング的思考の育成に取り組む。

○高学年は教科担任制を実施し、指導効果を高めるとともに教員個々の授業力の向上を図る。

○教科等横断的なカリキュラム・マネジメントを軸に、保護者や地域が協働参画する教育活動を推進する。特に「立川市民科」では、郷土や自分たちの住む街の文化や伝統を体系的に学ぶとともに、すすんで街や地域に関わり貢献しようとする態度を培う。

イ【心豊かで思いやりのある子どもを育成するために (徳) 思いやりの心 規範意識の醸成】

○人権課題に対して、人権尊重の精神 (生命の尊重・人権の尊重・人格の尊重) を基盤に、自他を尊重し心身ともに健康で豊かな人間性や規範意識の培われた児童を育成する。

○地域の協力の下、年間を通して「あいさつ運動」を実施し、相手を思いやる心を育てる。

○学校いじめ防止基本方針を基に、教育相談体制の充実といじめ対策委員会への情報の共有化を図ること、いじめの未然防止に努める。また、不登校児童への対応について、校内委員会や関係機関との連携を図り、不登校の改善に努める。

○インクルーシブ教育システムの理念の1つである「自立」「共生」の考え方に立ち、特別支援教育における校内推進委員会の充実を図る。また、「きこえとことばの教室」と特別支援教室「八小キラリ」の機能を最大限活用し、個々の児童が自立できるように学校全体で取り組む。

ウ【心も体もたくましい子どもを育成するために (体) 体力の増進】

○体力及び健康の保持・増進に関心をもち、児童自らがめあてをもって互いに豊かに関わり合いながら、意欲的に体力の向上に努める実践的態度の育成を図る。特に、年間を通じて、コーディネーショントレーニングを、授業の導入に取り入れる。

○「学校2020レガシーの推進」を通し、他者の尊重や豊かな国際感覚を育てるとともに、スポーツに親しみ、心と体の調和のとれた児童の育成を目指す。

エ【学校の教育目標の達成に向けたその他の事項】

○教職員の働き方改革の視点からも、週時程を見直し週3回は5校時授業とする。教員の教材研究の時間を確保することは、より質の高い授業を児童に提供するものであり、児童の学力の向上にも繋がる。また、児童が放課後、お互いに遊びを通じて関わる時間を保障することは、豊かな人格形成に必須である。

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導要領を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ・「問題解決的な学習過程」を重視した授業改善に努めることで、学ぶ意欲を高め、自ら考え、自ら学ぶ児童を育成する。特に校内研究で取り組む算数科の授業においては、習熟度に合わせた自力解決の学習過程の確立を図る。
- ・高学年においては、社会・理科・体育・外国語（時間講師を含む）において、教科担任制を実施することで、全ての学級において質の高い授業実践を行う。また、各教科担任は、常に授業内容の振り返りを行い改善することで、教師自らの授業力向上を図る。
- ・年間指導計画・評価計画および週ごとの指導計画の活用を通して、各教科の内容を効果的に結び付け、自ら学び自ら考える力を育成し、基礎・基本の確実な定着を図る。
- ・指導と評価の一体化をめざし、全国学力・学習状況調査などの結果も踏まえ授業改善推進プランを作成し、活用・改善していくことで、児童の学習意欲の向上に結び付け、確かな学力の育成を目指す。
- ・東京都統一体力テストを実施し、その結果と経年変化の分析を基に、一校一取組などの継続的な実践を通して、健康・体力・運動への意欲の向上と実践的態度を育てる。また、中学校体育科教員の加配により、授業の導入5分間、コーディネーショントレーニングを全学年で実施し、脳と体幹を鍛え、運動能力の向上を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ・全教育活動を通して、思いやりの心や規範意識を育み、互いに温かく接することのできる児童の育成を図る。また、全体計画、年間指導計画の見直しを図り、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きるための道徳性を養う。
- ・道徳教育推進教師の師範授業などを通して、資料の提示方法や役割演技などを含めた多様な学習活動や発問等、特別の教科 道徳の時間における基本的な指導方法を共有し、考え議論する道徳の授業の質の向上を図る。
- ・道徳授業地区公開講座を通して、道徳教育の重点の周知を図り、家庭・地域との連携の下にその内容の浸透を図る。今年度も、全学年内容項目は「生命の尊さ」で実施する。

ウ 外国語活動・外国語

- ・外国語を使った活動を通じて、自国や他国の言語や文化に対する理解を深める国際理解教育を推進し、他者と積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童を育てる。
- ・ALTや中学校外国語担当教員との連携による小中で連携した授業や6年生で体験型英語学習施設を活用し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを実感させ、自ら積極的に活用していく態度を身に付ける。

エ 総合的な学習の時間

- ・各教科で身に付けた基礎・基本の力を基に、自ら課題を見つけ、解決する力、適切に人とのかかわる力、自分の考えや思いを表現する力など、問題解決的な学習過程で求める資質や能力が身に付くよう工夫・改善を図る。
- ・地域の特色を生かし、地域の人々との交流活動や栽培活動を通して、豊かな感性と主体的に取り組もうとする態度を育む。
- ・ICT機器等を効果的に活用した授業により学力向上を目指すとともに、「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した情報モラル、情報リテラシー、情報活用能力、プログラミング的思考等を育成する。

オ 特別活動

- ・望ましい集団活動を通して、児童一人一人が役割を果たし、達成感や自己有用感を感じるとともに、他者を思いやり、協力して自らの生活を充実させる態度の育成に努める。
- ・学校行事においては、ねらいを明確にし、効果的な時期を考慮しながら計画実施する。また、行事を体験するまでの過程を重視し、協力しながら最後まで実践する態度や互いのよさを認め合える児童の育成に努める。

カ 立川市民科

- ・立川市民科として、課題発見・課題設定力、課題解決力、社会参画力の資質・能力を身に付け、積極的に地域に関わろうとする態度を育成する。地域に根ざした教材開発を行い、常に児童の問いが連続し、発展していく学習活動を意図的計画的に実施する。
- ・児童と保護者、地域と一緒に学ぶ公開講座を実施する。さらに、認知症に関する正しい知識と理解を促す認知症サポーター養成講座（4年）、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶ立川シビックプライド（5年）、救命救急に関する学習を含む防災教育（6年）、を実施し、立川市への共通理解を深める。

(2) 特色ある教育活動

- ・週時程の見直しにより、放課後の時間を利用した補習教室や地域未来塾による補充学習の時間を確保し、より丁寧な学力の底上げと発展的な学力の育成を図る。また、学校を会場とした「各種検定」も年間を通して実施することで、児童が目標をもって学習に取り組む環境を整える。
- ・特別支援教育を推進するために、特別支援教育コーディネーターを中心に校内推進委員会を機能的に推進していく。障害理解を深め、学校生活支援シート（個別の支援計画）を活用し、全教職員で共通理解を図りながら、第八小学校独自の学習支援や言語環境を整えるユニバーサルデザイン化（UD化）を進める。また、学習支援員等の人的支援も効果的に活用し、個別のニーズに応じた支援の充実を図る。
- ・自分の考えや思いを豊かに表現できる力を育てるためにも、学校図書館支援指導員を活用し、学校図書館の環境の充実を図る。また、読書週間（每学期1回）、保護者や地域協力者、地域図書館と連携した「本の読み聞かせ」や「語り」などの多様な読書活動を通して、文章に触れる機会を増やす。
- ・「食育」に関する指導では食と栄養、生産物、労働などとの関係を学ぶとともに、全体計画をもとに、意図的・計画的な指導を行う。また、学校・学年だより、保健だより、給食試食会などを通じて、保護者や地域との連携を図り、食に関する情報の交流を図る。

(3) 生活指導

- ・児童が温かな人間関係を築き明るく楽しい学校生活が送れるよう、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、生活指導夕会（週1回）と生活指導全体会（学期1回）を実施し、全教職員の共通理解を図る。また、特別の教科 道徳を含めた全ての教育活動において、特に命の尊さを教えたり、SOSの出し方に関する教育を行ったりしながら、自らの命を大切にすることを育てる（自殺予防）。
- ・不登校児童の学校復帰を含めた適切な支援については、スクールカウンセラーを含めた校内での組織的対応の充実、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターとの連携を進める。
- ・年間指導計画をもとに、取り組みの充実を図り、危険を予測し、回避する行動が取れるよう、地域との連携を図りながら安全教育を進める

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ・インクルーシブ教育システムの理念の1つである「自立」「共生」の考え方に立ち、特別支援教育における校内推進委員会の充実を図る。全ての児童が、安心して学校生活を送れるよう、適正な支援を学校全体で共有しながら取り組む。
- ・「きこえとことばの教室」と特別支援教室「八小キラリ」の機能を最大限に活用し、通常学級に在籍する児童に対しても、その専門性を生かし個別指導・個別支援を日常的に行う。

(5) 進路指導

- ・日常の指導で児童一人一人の個性や能力に対する理解を深める。立川夢・未来ノートを活用し、多様な学習活動、特別活動などを通じ、自分のよさの発見、個性の伸長を図る。特に6年生においては、円滑な中学校進学を視野に入れ、中学校と連携しながら年間を通して指導する。
- ・特別支援教育校内推進委員会、全体会等で本校の特別支援教育の進め方を共通理解し、支援の対象となる児童の一人一人の能力を伸ばし、自立していくための支援を行う。